

振込優遇パス利用規定

1. (定義・本プランの概要)

- (1) 本規定は、株式会社商工組合中央金庫（以下「当金庫」といいます）が提供する「振込優遇パス」（以下「本プラン」といいます）の利用条件その他必要な事項を定めるものです。
- (2) 本プランとは、第2条に定めるお客さまを対象とし、当金庫が定める各種手数料の優遇を受けることができるサービスをいいます。

2. (利用対象者)

本プランは、次の各項のすべてを満たすお客さまを対象者とします。

- (1) 当金庫に普通預金、当座預金または無利息型普通預金（以下「流動性預金口座」といいます）を保有していること。
- (2) 商工中金ビジネス Web の Web 資金移動サービスおよび Web データ伝送サービス（総合振込）の利用契約を締結していること。
- (3) 当金庫所定の申込手続きを完了し、当金庫が本プランの利用を承諾したこと。

3. (利用申込および契約の成立)

- (1) 本プランの申込を希望するお客さまは、当金庫所定の方法により利用申込を行うものとします。
- (2) 当金庫が前項の利用申込を承諾した時点で、本プランの利用契約が成立するものとします。
- (3) 本プランの適用開始日は、当金庫が別途通知する日とします。

4. (有効期間)

- (1) 本プランの有効期間は、適用開始日当日から適用開始日の属する月の月末までとします。ただし、第7条に基づき解約された場合はこの限りではありません。
- (2) 前項の有効期間満了日までに、第7条1項、第7条2項に沿って解約しない場合、本プランは翌月末まで自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

5. (利用料金)

本プランの利用料金は生じません。なお、本プランの提供条件となっている商工中金ビジネス Web の資金移動サービスおよび Web データ伝送サービスの利用にかかる料金および支払方法については、当金庫が別途定めるところによります。

6. (手数料優遇)

本プランに基づく手数料優遇の対象、優遇内容その他必要な事項は、当金庫が別途定めるところによります。

7. (解約および利用停止)

- (1) お客様は、本プランを解約する場合には、当金庫所定の方法により、解約申込を行うものとします。
- (2) 当金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合には、お客様の承諾、お客様に対する通知その他の手続きを要することなく、本プランの全部または一部の提供を停止し、または本プランの利用契約を解約することができるものとします。
 - ① 本プランが不正に利用された、またはそのおそれがあると当金庫が認めた場合
 - ② 当金庫が、ビジネス Web 利用規定その他当金庫が定める規定（以下「関連規定」といいます）に基づき、対象となる取引または口座に係る取引の全部または一部を停止した場合
 - ③ お客様が、本規定または関連規定に違反し、当金庫が相当の期間を定めて是正を求めたにもかかわらず、当該違反が是正されなかった場合
 - ④ お客様が第 2 条各項のいずれか 1 つでも充足しなくなった場合
 - ⑤ 前各号のほか、当金庫が本プランの提供または利用契約を解約することが相当であると判断する事由がある場合
- (3) お客様が、本プランの提供条件となっている商工中金ビジネス Web の Web データ伝送サービス（総合振込）について、お客様または当金庫のいずれかにより利用契約が解約された場合には、当該解約の時をもって本プランの利用契約も解約されるものとします。
- (4) 本プランの解約日および手数料優遇の適用終了日は、当金庫において解約手続きが完了した日とします。
- (5) 前各項に基づき本プランの提供が停止され、または本プランの利用契約が解約された場合であっても、当該停止または解約に起因してお客様に損害が生じた場合については、当金庫の故意または重過失による場合を除き、当金庫はその責任を負わないものとします。

8. （他規定の準用）

本規定に定めのない事項については、関連規定を適用します。

9. （規定の変更）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、諸般の状況変化、その他相当の事由があると当金庫が認める場合には、当金庫ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) この変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

10. （本プランの終了）

当金庫は、業務運営上その他の相当の事由があると認める場合は、当金庫ホームページへの掲載その他相当の方法により公表することにより、本プランの全部または一部を終了することがあります。

以上
(2026 年 7 月 1 日現在)